

## 別表十二(十)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する  
明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・	法人名 ( )
----------------------	-------------	------------

特定原子力発電施設の名称	1	期首原子力発電施設解体準備金の金額	18
積立期間	2 昭平 平	翌解体費用を支出した益金算入額	19
「23」欄		限度超過額 (17)	20
原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合			
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の54第1項」			
② 「区分番号」欄:「10196」			
③ 「適用額」:当該別表十二(十)「23」欄の金額(円単位)			
積立限度額の計算	累積限度基準額 $(4) \times \frac{90}{100}$	越金額の算入額 その他の場合による益金算入額	21
前期以前積立合計額の計算	前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	計 (19)+(20)+(21)	22
	前期以前の積立限度超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)	当期積立額のうち損金算入額 (3)-(11)	23
	前期以前の累積限度超過取崩額の合計額	期末原子力発電施設解体準備金の金額 (18)-(22)+(23)	24
	計 (6)+(7)-(8)		
	積立限度額 $((5)-((9) \times \frac{90}{100})) \times \frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$		
積立限度超過額	積立限度超過額 (3)-(10)	貸借対照表に計上されている原子力発電施設解体準備金	25
累積限度超過額の計算	累積限度基準額 (5)	差引 (25)-(24)	26
	前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	当期貸借対照表の取崩不足額 (22)-((3)-(25)-前期の(25))	27
	益金算入額の合計額	当期に生じた差額の合計額 (11)+(27)	28
	前期以前の累積限度超過額の合計額 (前期末までの(17)の合計)	前期以前分における差額 (前期の(26))	29
	差引原子力発電施設解体準備金の金額 (13)-(14)-(15)		
	当期累積限度超過額 (16)-(12)		

別表十二(十)  
平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分